

## 平成 25 年 第 5 回定例会 12 月 19 日

教育警察委員会に審査を付託されました議案三件及び請願一件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第百十七号の平成二十五年度岐阜県一般会計補正予算のうち債務負担行為補正については、当委員会所管として、県立学校管理用電子計算機整備に係る追加が一件であります。

条例その他の議案としましては、岐阜希望が丘特別支援学校の再整備に伴う建築工事に係る契約案件ほか一件であります。

採決の結果、議第百十七号のうち債務負担行為補正中教育警察委員会関係、議第百二十二号並びに議第百二十四号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものについて申し上げます。

債務負担行為補正に関連して、新年度から新たに教員に配付する校務用パソコンの台数について質疑があり、百四十四台を導入予定であるとの答弁がありました。

また、留置施設視察委員会委員の任期が一年であることについて、委員が毎年変更となるため、十分に職責を果たすことが困難ではないかとの質疑があり、制度上再任用が可能であり、またさまざまな分野から選任された委員の意見を聞くことで、適正な留置業務の遂行が図られているとの答弁がありました。

次に、請願に関する審査の結果を申し上げます。

請願第三十二号 教育予算をふやし、教育費の無償化、保護者負担軽減、教育条件の改善を求める請願については、全ての子供たちに行き届いた教育を保障するということは大変重要ではあるが、現下の国及び県における厳しい財政状況に鑑みれば、教育予算の大幅な増額や小・中・高等学校における三十人以下学級の実現及び返済不要の給付制奨学金制度の創設は困難なため、不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、教育警察委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。